

令和8年2月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

あきる野市長

市町村名 (市町村コード)	あきる野市 (13228)
地域名 (地域内農業集落名)	東秋留地区 (二宮南飯坂、二宮北飯坂、雨間上野原、平沢松海道)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は直売所を中心に「地産地消型」の農業を展開している。農業者の高齢化及び担い手の不足が進み、遊休農地の更なる増加や直売会の会員数及び販売額の減少が懸念される。また、当地区で農業経営を行っていく上では鳥獣被害や盗難・ごみ捨てへの対策、かん水設備や直売所の老朽化などが課題としてあげられる。
【地域の主な作物】
スイートコーン、ナス、ネギ、パレイショ、サトイモ等の露地野菜や一部施設でトマト等が生産されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

露地野菜と一部施設野菜の生産を中心とした農業を展開していく。
直売所への出荷量の増加及び遊休農地発生防止への対策を推進していくため、農地中間管理事業等の農地貸借制度を周知し、新規参入を促進して新規就農者に農地を集積・集約していくことや、分散する担い手の農地を集約化していく必要がある。また、スイートコーン以外の特産物づくりや、農畜産物に高付加価値をつけ販売して販売額の増加につなげていくため、消費者への理解を深めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ① 農地所有者の意向が確認できない農地については担い手が借受を希望する農地について個別に意向を確認する。
- ② 貸付希望のある農地については、市の農地バンク制度を活用し、農業委員会や東京都農業会議と連携しながら担い手とのマッチングを行う。
- ③ 目標地図の精度を高めていき、担い手が一団の農地で営農できるよう計画的に農地の集積・集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ① 事業の周知を行っていくと共に、農業委員会及び機構との連携を強化し農地の集積・集約化を推進する。
- ② 農業委員会や機構と協力して意向の確認できない農地所有者に対して、担い手から借受希望があった場合は個別に事業の説明を行い、貸借に向けた条件調整等を行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

かん水設備の老朽化や狭い農道が通学路となり事故の危険が生じていることから、今後の農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ① 後継者や新規就農者の入作を支援する。
- ② 法人や他地域の農業者の規模拡大及び入作については、協議の上で検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 大型動物類による被害はないが、ハクビシンやネズミ等の小動物類、カラスなどの鳥類による被害の対策を講じていく必要がある。